

令和4年度『住んでよし しずおか木の家推進事業』のご案内

県産木材の住宅に住んで、地域の森林を元気にしよう

住宅に県産木材を使うことで、木材生産を通じて地域の森林の整備が進みます。

森林は、水源の涵養や土砂流出防止、二酸化炭素の吸収など私たちの暮らしを守る重要な役割を担っています。また、木材は炭素の貯蔵庫となり、地球温暖化防止にも寄与します。

このため、静岡県は、住宅を新築・増改築、リフォームする施主（県民）に、補助制度を活用して、「しずおか優良木材」等の品質の確かな県産材製品を使用することを提案します。

1 申込内容

(1) 申込期間：令和4年4月1日～令和5年2月22日

(2) 補助額（1棟当り）



補助要件	新築・増改築		
県産材使用量	しずおか優良木材等の使用量が <u>4 m³</u> 以上		
補助金額	住宅全体の木材量に占める	50%以上	15,000 円/m ³ × 使用量 m ³ (上限額 30 万円)
	県産材の使用割合	50%未満	10,000 円/m ³ × 使用量 m ³ (上限額 20 万円)

※ 補助棟数：1,300棟程度（予算の範囲内において先着順）

補助要件	リフォーム		
県産材使用面積	しずおか優良木材等の使用面積が <u>10m²</u> 以上		
補助金額	仕上材	3,500 円/m ² × 使用面積 m ²	(上限額 14 万円)

※ 補助棟数：500棟程度（予算の範囲内において先着順）

2 申込条件

次の条件を全て満たす場合に、申込できます。

- 自らが居住するために、県内に住宅を新築・増改築またはリフォームすること。
- 住宅施工者は、県内に事業所または営業所を有する建築業者であること。
- (2)の住宅施工者または設計者が「しずおか木の家推進事業者」であること。

しずおか木の家推進事業者とは、次の条件を満たした事業者が登録しています。

(R4.2時点で1,586社が登録) ※ 静岡県森林組合連合会のホームページにて公表

- 県産材製品の利用を施主（県民）に積極的に提案すること。
- 県が指定する県産材利用に関わる研修会に積極的に参加すること。
- 県産材を使うことの意義や木の良さを広く県民に伝えること。

工務店へ
相談しよう!



POINT!

補助金の申請は、静岡県が認定しているしずおか木の家推進事業者に登録されている工務店にご相談!

認定
登録工務店を
チェック!



QR
未入

申込に必要な書類（様式）は、静岡県森林組合連合会ホームページからダウンロードできます。

3 申込方法

静岡県森林組合連合会に、下表の書類を郵送または直接持参してください。

- 申込期限〔新築・増改築〕上棟予定日の2週間前まで ※〔建売住宅〕購入後1ヶ月以内
〔リフォーム〕 補助対象工事着工予定日の2週間前まで

※ 令和4年4月1日から4月30日までに上棟を予定している場合や、リフォーム工事の補助対象分を着手する場合は、令和4年4月16日までに申請してください。

提出書類	新築・増改築	リフォーム
① 交付申込書（様式4号、6号）	○	○
② 木びろい表（様式16号、17号）	○	○
③ 現地案内図	○	○
④ 平面図	○	○
⑤ 建築確認済証（写）	○	
⑥ 工事請負契約書（写）		○

※ 建売住宅の場合は、補助金交付申込書（様式5号）に、しずおか木の家証明書（様式第3号）、売買契約書（写）、写真（全景）が必要です。

※ 個別に製品を認証する場合には、しずおか優良木材製品認証申請書（様式第7号）、しずおか優良木材製品品質管理票（様式第8号）が必要です。

4 申請兼実績報告

しずおか優良木材等を使った部分の施工完了日から2週間以内（令和5年3月15日まで）

※ しずおか優良木材等を使った部分の施工が令和5年3月8日までに完了していること。

提出書類	新築・増改築	リフォーム
① 申請兼実績報告書（様式第11号）	○	○
② しずおか優良木材製品出荷証明書（様式10号）	○	○
③ 県産材販売管理票（写）	○	○
④ 現場写真（施工前・施工中・施工完了）	○	○
⑤ 請求書（様式第13号）	○	○
⑥ 領収書（写）※工事内訳を具体的に記載		○

5 他事業との併用

- ・市町、団体などの補助事業との併用に制限はありません。
- ・県の「しずおか木使い施設推進事業」との併用はできません。
- ・県の「省エネ住宅新築等事業費補助金」及び「テレワーク対応リフォーム補助事業」の「しずおか優良木材等補助加算」との併用はできません。

なお、その他の事業との併用について、ご不明な点は、下記にお問い合わせください。